

# 大阪市立科学館展示場等改修業務委託

## 募集要項（公募型プロポーザル）

令和5年3月

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立科学館



## 1 案件名称

大阪市立科学館展示場等改修業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

大阪市立科学館（以下「発注者」という。）は、平成元年の開館以来3回の部分的な展示改装を重ね現在に至る。この間、2013年に「大阪市立科学館のあり方」を検討し、使命として「科学を楽しむ文化の振興」を定め、展示場の充実を図ってきた。しかし、3フロアに及ぶ大規模な展示改装から15年が経過し、展示装置の老朽化、旧式化、又は一部の先端展示の陳腐化が進んでいる。さらに、近年の新型コロナウイルス等の感染症防止の観点を踏まえると従来のハンズオン等の体験型展示のあり方に衛生面からの配慮も求められている。

また、大阪・関西万博開催を2025年に控え、SDGs達成に向けた取り組み推進の時流の中で、誰もが受けられる公平で質の高い教育（SDGs目標の4）環境の実現に向け、産業・科学技術人材育成に寄与する生涯学習の機会拡大、科学リテラシー増進のコア施設としての整備も重要である。

以上の背景を踏まえ、発注者は令和3年度に将来を見据えた大阪市立科学館展示改装基本構想（以下「基本構想」という。）を検討した。これをベースに令和4年度に外部専門委員を構成員とする「大阪市立科学館展示改装検討会」を設置し、大阪市立科学館展示改装基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

本業務は大阪市立科学館展示場（以下「展示場」という。）の展示装置等を新規製作、改修、移設等することで基本計画の趣旨に則った展示場等の再構築を目的とするものである。

この目的達成に向け、民間事業者のもつ経験及びノウハウ並びに科学館・科学館展示にかかる専門的知識及び科学館展示としてデザイン化するための創造性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

### (2) 業務内容

基本的な内容については、別紙1「大阪市立科学館展示改装基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。ただし、契約締結時には企画提案内容を発注者によって仕様書に盛り込むこととする。

### (3) 契約上限額

金 998,000,000 円（消費税等を含む）

### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年7月31日まで

### (5) 実施場所

大阪市立科学館（大阪市北区中之島四丁目2番1号）

## (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則（以下「契約規則」という。）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払い

2期払いとする。第1期は令和5年度末に展示場内装等設計業務分について80,000,000円（消費税等を含む）を上限に、第2期は全ての業務完了後に918,000,000円（消費税等を含む）を上限に、各々、当該業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書（成果物型）」を参照のこと。

### (4) 契約保証金

#### ア 契約保証金

契約規則第22条により納付。

ただし、契約規則第23条に該当する場合は免除することがある。

#### イ 保証人

不要

### (5) 再委託について

ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、前述のイ項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

オ 契約規則第15条第1項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さ

ないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 発注方式

単体企業による。

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 プロポーザル参加資格要件等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 法人の場合は、直近1か年において、法人税並びに本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。個人の場合は、直近1か年において、賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税（東京都の場合は特別区民税・都民税）及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）において種目04：映画等制作・広告・催事・印刷 04：印刷・デザイン 04：展示物品等の製作に登録があること。
- (6) 直近10年間（平成25年度から令和4年度までの契約）において博物館、科学館又はこれらに類似した施設において1,000㎡以上の展示場の設計及び施工にかかる業務実績

を有していること。

(7) 現地説明会に参加すること。

## 5 スケジュール

・公募開始	令和5年3月28日(火)
・参加申請関係書類の提出期限	令和5年4月18日(火) 午後5時必着
・参加資格審査結果通知	令和5年4月20日(木) (予定)
・現地説明会	令和5年4月24日(月)
・質問受付期限	令和5年4月28日(金) 午後5時まで
・質問に対する回答	令和5年5月8日(月) (予定)
・企画提案書類の提出期限	令和5年5月23日(火) 午後5時まで
・面談審査	令和5年6月6日(火) (予定)
・選定結果通知	令和5年6月13日(火) (予定)
・契約締結・業務開始	令和5年7月上旬

## 6 参加手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

公募開始日から令和5年4月18日(火) 午後5時まで

#### イ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2)

(ウ) 業務実績調書(様式3)

実績業務の契約書の写し及び仕様書等(本要項の「4 プロポーザル参加資格要件等(6)」について確認できる資料の写しを添付すること)

(エ) 使用印鑑届(様式4)

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：原本】

(カ) 事業概要(会社概要パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)

(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

(ク) 法人の場合は、最新の事業年度の法人税と所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

個人の場合は、最新の事業年度の所得税と賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その

- 3の3でも可)【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】  
(コ) 直近2か年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること  
※(ク)～(コ)は、会社設立1年未満である場合、課税売上高が免税点以下であったために課税期間の納税義務が免除されている場合等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書(様式5)を提出すること。

※参考 納税証明書について

**【国税の納税証明書】**

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で確認すること。

- ・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)
- ・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の2」)

**【市町村民税の納税証明書】**

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人又は個人(納税義務者)が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所

大阪市立科学館総務企画課

オ 提出方法

アの受付期間に郵送(書留郵便等配達記録が残るもの)により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

カ 参加資格審査結果通知

令和5年4月20日(木)午後5時(予定)までにメールにより通知する。参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

(2) 現地説明会

参加資格審査結果通知とあわせて現地説明会参加案内書をメールにより通知する。

ア 開催日

令和5年4月24日(月) ※時刻は現地説明会参加案内書にて知らせる。

イ 会場

大阪市立科学館多目的室

## ウ 内 容

本業務の概要説明及び現地確認

当日は、写真撮影、実測等の作業時間を2時間程度設けるため、必要な機材（カメラ、メジャー、脚立（小型のもの））はそれぞれ持参すること。ただし、質問には応じない。

## エ 参加人数

1者（社）5人までとする。

## オ その他

参加は必須とする。なお、本要項「6 参加手続き等に関する事項（4）企画提案書等の提出 エ 現地説明会参加案内書」に記載の書類となるため、メールで通知する現地説明会参加案内書をプリントアウトし、現地説明会当日に必ず持参すること。当日に発注者が受付押印のうえ返却し、現地説明会に参加したことの証明とする。

## （3）質問の受付

### ア 受付期間

令和5年4月25日（火）から令和5年4月28日（金）午後5時まで（必着）

### イ 提出方法

別紙「質問書（様式6）」に記載し、大阪市立科学館までメールにより提出すること。

※郵便、持参、電話、口頭による質問は認めない。

※締切以降の質問については受け付けない。

## ウ 回 答

参加申請者全者に対して、令和5年5月8日（月）午後5時（予定）までに、すべての質問及び回答をメールにより連絡する。

## （4）企画提案書等の提出

### ア 企画提案書（様式7を表紙とする）

企画提案書は1者1提案とする。また、提案者名、会社ロゴマークなど提案者が容易に特定できる情報は記載しないこと。

提案は大阪市立科学館展示改装基本計画（概要版）（以下「基本計画（概要版）」という。）（令和5年4月7日大阪市立科学館ホームページにて公開予定）の趣旨に沿ったものとし、すべて、本業務の契約期間、経費の範囲内で実現できるものとする。

#### （ア） 提出用紙

原則A4版（縦・横の向きは問わない）とし、両面印刷で50ページ以内（用紙25枚以内）に収める。ただし、見やすさなどからA4版によりがたい場合はA3版の使用を認める。この場合、A3版は片面印刷とし、Z折によってA4サイズに折りたたむものとする。また、A3版1枚はA4版2ページにカウントする。



図・表・写真なども利用してよいが、主要な文字の大きさは11ポイント以上とする。

また、表紙や目次は企画提案書の枚数に含まない。

(イ) 企画提案内容

基本計画(概要版)の趣旨に沿ったものとし、以下の4点について目的達成に有効な発展的内容を含め具体的に記す。ただし、提案対象は原則として仕様書に示す本業務の範囲(業務対象区域)に限る。

様式は任意とするが、特段の説明を要さず審査者が以下の提案内容を明確に読み取れるようにすること。

① 本業務に対する考え方、実施方針

発注者が示す目的に対する提案者の理解及び達成に向けての工夫並びに全体方針

② 業務体制

設計業務、展示場等施工業務、施工監理体制のそれぞれが読み取れるようにすること。必要に応じて担当者の関連資格の有無などを記載

③ 実施工程表

令和6年8月1日リニューアルオープンを前提とした工程

※本業務にかかる休館は令和5年11月6日以降とする。

④ 展示場等デザイン提案(課題)

仕様書に示す各階展示シナリオを前提に以下の6点について、全体デザイン(基本設計)を提案する。

a) 展示場2, 3, 4階展示アイテムの構成(仕様書別表2)について、基本計画の趣旨の実現に有効な独自提案

※発注者が提示する展示アイテムの構成(別紙)を基本に、展示アイテムの加除修正等を提案する。(変更箇所を明確に記すこと)

b) 1Fエントランスフロアについて、正面玄関からチケット購入、展示場及びプラネタリウム入口までの来館者動線について、有効な機器・什器配置、インフォメーションボード(サイネージ)、誘導サイン等の設計の提案

c) 1F展示場「わくわくサイエンス」において、多様な用途に柔軟に対応できる機器・什器及びそれらの活用について、「わくわくサイエンス」全体レイアウトを含めた提案

d) 2F展示場「みんなでたのしむサイエンス」内「おとがなる」コーナーの全体デザイン(基本設計)の提案

e) 4F展示場「宇宙とエネルギー」内「大阪の科学」コーナーの全体デザイン(基本設計)の提案

f) 4F展示場「宇宙とエネルギー」内「サイエンスタイムトンネル」コーナーでの科学史の流れの中での資料等と体験展示とのつながりを

効果的に伝える展示デザイン・工夫を提案

イ 経費見積書（様式 8）

契約上限金額の範囲内で、提案に基づく見積金額を別紙「経費見積書（様式 8）」により提出する。見積書は、一式計上ではなく、「仕様書 2 業務概要（4）業務項目」に基づき、積算内訳とその根拠を明確に記載し、作成すること。なお、積算内訳には消費税は含まないものとする。また、本要項 2 の（3）にある契約上限金額及び 3 の（2）にある 2 期払いの各期の支払い上限を超える経費見積書の提出があった場合は選定から除外する。

ウ 業務実績書（様式 9）

本要項の「7 選定に関する事項（1）選定基準 ア 類似業務の実績」について確認できる内容を記載すること。

エ 現地説明会参加案内書（受付押印済のもの）

現地説明会当日に持参し、発注者が受付押印し、当日に返却した現地説明会参加案内書（原本）

オ 提出期限

令和 5 年 5 月 23 日（火）午後 5 時まで（必着）

カ 提出部数

正本 1 部（ア～エ 記名・代表者印を押印したもの）と副本 12 部（ア～ウ）

キ 提出場所

大阪市立科学館

ク 提出方法

上記の期日までに郵送（書留郵便等配達記録が残るもの）により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

ケ 辞退

参加申請後であっても参加を辞退することができる。その場合は「辞退届（様式 10）」を事業提案書の提出期限までに郵送にて提出すること。

なお、すでに受理した申請書等の書類一切は返却しない。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、提出書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 類似業務の実績	20 点
イ 基本計画及び本業務内容の理解度	20 点
基本計画達成に向けての方向性	(10 点)
本業務への実施方針	(10 点)

ウ	本業務の遂行力	50点
	業務体制の充実度	(25点)
	実施工程の妥当性	(25点)
エ	企画デザインの有効性	90点
	基本計画達成への具体的工夫	(20点)
	デザイン性	(10点)
	独自性	(10点)
	訴求力(楽しさ・わかりやすさ)	(15点)
	快適性	(10点)
	安全性	(15点)
	メンテナンス性・耐久性	(10点)
オ	費用積算根拠の明瞭性・提案に対する経済性	20点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、大阪市立科学館展示場改修等業務委託業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 面談審査(プレゼンテーション)

(ア) 開催日時 令和5年6月6日(火)

    詳細については令和5年5月30日(火)午後5時までにメールにて連絡する。

(イ) 開催場所 大阪市立科学館 会議室

(ウ) 開催にあたっての注意点

- ・面談の当日に、資料等を追加で配布することはできない。
- ・プレゼンテーションに使用できるプロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。
- ・面談の説明者は、1者(社)4名以内とする。
- ・面談の際の説明時間は、1者(社)あたり20分程度(質疑応答除く)とする。
- ・面談審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・企画提案書類について、提出期限までに必要部数を大阪市立科学館まで提出しなかった場合は、選定から除外する。

(3) 内容・方法

ア 選定委員による審査の結果、合計点が最も高い参加者を受注予定者とする。

イ 合計点が最も高い参加者が2者以上(同点)の場合、(1)エ、ウ、イの順に点数の高い参加者とするが、それでも同点の場合は、経費見積額が低い者を選定する。経費見積額が同一の場合は、別途日を定めてくじ引きにより受注予定者を決める。

ウ 提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい参加者が存在しないと判断する

場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

エ 選定された業務委託予定者とは、企画提案書類を踏まえた仕様書により契約を締結する。

オ 当該受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて評価点合計が次順位以下となった提案者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

#### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 公募開始から受注者選定終了までの期間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 参加資格を有しない者が提案を行うこと

キ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

#### (5) 選定結果の通知及び公表

令和 5年6月13日(火)(予定)に全ての参加者に選定結果を通知し、また、機構のホームページ及び大阪市立科学館のホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、博物館機構情報公開要綱に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先・問い合わせ先

担 当：地方独立行政法人 大阪市博物館機構 大阪市立科学館

住 所：〒530-0005 大阪市北区中之島 4-2-1

電 話：06-6444-5656

F A X：06-6444-5657